

令和7年度

納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合 総会資料

納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合

報告第1号

令和6年度 事業報告について

○第1回役員会

日 時：令和 6 年 6 月 2 8 日（金）午後7時

会 場：手堤新農村集落センター

議 事：1. 令和6年度総会について

○令和6年度総会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面にて実施。

議 事：1. 令和5年度 事業報告について

2. 令和5年度 会計収支決算について

3. 令和6年度 事業計画（案）について

4. 令和6年度 会計収支予算（案）について

○維持管理作業

①処理場及び周辺的环境整備

時 期：令和6年4月～令和6年10月

作業場所：納場北部地区農業集落排水施設及びその周辺

実施地区：手堤区

②排水設備点検作業

時 期：7月、11月、2月

対 象：排水設備設置者

○啓蒙活動

目 的：処理施設の適切な維持管理に必要な資材の配付等により、処理施設への理解と意識の向上を図る。

内 容：水切りごみ袋の配付

上記のとおり令和6年度事業を実施しましたので報告いたします。

令和 7 年 5 月 2 3 日

納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合
組合長 倉持 勇

認定第1号

令和6年度 一般会計 収支決算認定について

○収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	比較増減	摘要
会費	188,000	188,000	0	高田41名 大笹45名 手堤39名 寺崎63名
補助金	90,000	90,000	0	市補助金
繰越金	176,425	176,425	0	前年度繰越金
雑入	575	136	△ 439	預金利子
合計	455,000	454,561	△ 439	

○支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	比較増減	摘要
事務費	15,000	6,190	△ 8,810	郵便代金等
会議費	110,000	842	△ 109,158	お茶代
維持管理費	280,000	242,580	△ 37,420	施設管理作業 6,000円 啓蒙資材代 123,200円 排水設備点検 93,500円 損害保険等 19,880円
雑費	50,000	0	△ 50,000	
合計	455,000	249,612	△ 205,388	

収入合計 454,561 円 － 支出合計 249,612 円 ＝ 204,949 円
 差引残金 204,949 円 は翌年度へ繰越します。

令和 7 年 5 月 2 3 日

納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合
 組合長 倉持 勇

監 査 報 告 書

令和7年5月23日、納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合同規約第11条
第4項に基づき、令和6年度の事業報告書、収支決算書、財産目録等、関係帳簿並び
に証ひょう書類について監査した結果、適正であることを認め、報告します。

令和 7年 5月 23日

監 事 宇津野 英徳 

監 事 永井 洋明 

納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合

組合長 倉持 勇 殿

議案第 1 号

令和 7 年度 事業計画について

令和 7 年度 事業を次のとおり計画する。なお、本年度内を以っての組合解散に向けて、各地区及び組合員個々の主体的な活動を支援する。

1. 事業目標

納場北部地区農業集落排水処理施設が良好に機能するよう、各家庭の排水設備の適切な維持管理に努めるとともに、組合員の意識の高揚に努める。また、排水処理施設周辺的环境整備に努める。

2. 事業計画

(1) 排水設備点検の実施（自主点検：点検表の作成提出は不要）

- ・クリーン柵をはじめ排水設備の適切な維持管理のため、組合員が各自で点検を実施する。

実施時期：年 1 回以上（時期は任意）

対 象：排水設備設置者

(2) 維持管理活動の実施

- ・処理場周辺的环境整備に努める。

実施時期：5 ～ 10 月

○参考

年 度	地区	実施月
令和 4 年度	寺崎	5 ～ 10 月
令和 5 年度	高田	
令和 6 年度	手堤	
令和 7 年度	各区	

(3) 啓蒙活動

- ・処理施設の適切な維持管理に必要な資材の配付またはチラシ回覧等により、処理施設への理解と意識の向上を図る。

令和 7 年 5 月 23 日

納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合
組合長 倉持 勇

議案第2号

令和7年度 一般会計 収支予算について

○収入の部

(単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘要
会費	0	188,000	△ 188,000	
補助金	0	90,000	△ 90,000	市補助金
繰越金	204,949	176,425	28,524	前年度繰越金
雑入	150	575	△ 425	預金利子, その他
合計	205,099	455,000	△ 249,901	

○支出の部

(単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	摘要
事務費	3,000	15,000	△ 12,000	事務用品、郵便等
会議費	1,000	110,000	△ 109,000	総会、役員会
維持管理費	198,000	280,000	△ 82,000	地域保全推進（世帯割） ※高田43千円、大笹47千 円、手堤41千円、寺崎67千 円
雑費	3,099	50,000	△ 46,901	
合計	205,099	455,000	△ 249,901	

各項目間の流用を認める。

令和 7年 5月23日

納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合
組合長 倉持 勇

議案第 3 号

納場北部地区 農業集落排水施設 維持管理組合の解散等について

本組合は、納場北部地区農業集落排水処理施設が良好に機能するよう、各家庭の排水設備の適切な維持管理に努めながら、公衆衛生の確保、公共用水域の保全に寄与することを目的として設置されてきた。

組合設置から四半世紀を経過した今日においては、高い接続率が確保され、各組合員における排水マナーの実践が浸透している。

こうしたことから、他地区組合が解散するなか、本組合設置による目的が達成された現状を踏まえ、地域住民の組合存続に係る雑務等の負担を軽減するため、令和 7 年度末をもって組合を解散するものとする。

なお、解散に伴う最終的な決算及び残金の取り扱いに関しては、現役員が調整の上、書面にて各組合員に報告を行うものとする。

令和 7 年 5 月 23 日

納場北部地区 農業集落排水施設 維持管理組合
組合長 倉持 勇

役員について

令和6年度及び7年度

地区名	役員
寺 崎	飯 塚 均（副組合長）
	大和田 渉（会計）
	飯塚 祐彦
	篠原 祐一
高 田	倉 持 勇（組合長）
	南雲 寛治（副組合長）
	糸賀 勝則（会計）
	山中 道男
手 堤	小 里 通（副組合長）
	永井 洋明（監事）
	有山 茂
	永井 政司
大 笹	岩 淵 勲（副組合長）
	宇津野 英徳（監事）
	宇津野 勇一
	宇津野 保

納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この組合は、納場北部地区農業集落排水施設維持管理組合（以下「組合」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この組合は、納場北部地区農業集落排水事業の円滑な推進を図ることにより、組合員の健康で快適な文化生活に寄与することを目的とする。

(設立地区)

第3条 この組合の設立地区は、小美玉市高田、手堤、大笹、寺崎及び小岩戸の一部（以下「納場北部地区」という）の区域とする。

(組合の事務所)

第4条 この組合の事務所は、納場北部地区内の組合長宅に置く。

(組合の業務)

第5条 組合は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 施設（処理場等）の維持管理に関すること。
- (2) 農業集落排水事業（以下「集排事業」という。）の毎事業年度の事業計画及び工事の連絡調整に関すること。
- (3) 農林漁業金融公庫資金等の借入れ、償還金の徴収に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、組合の目的遂行に必要な事項に関すること。

第2章 組合員

(組合の構成員)

第6条 組合は、納場北部地区内に住居又は事務所を有し、かつ、集排事業に参加する個人及び団体をもって構成する。

(加入と脱退)

第7条 組合に加入しようとする者は、加入申込書に所要事項を記入し組合長に届け出なければならない。

2 組合長は、前項の加入申込書を受理した場合において、その加入を承諾しようとするときは書面をもってその旨を加入申込をした者に通知し、組合員名簿に記載するものとする。

3 この組合より脱退しようとする組合員は、農林漁業金融公庫借入れに伴う個人償還金相当額を一括精算の上、脱退の理由を記載した脱退届を組合長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(組合員の権利)

第8条 組合員は全て平等にして次の各号に掲げる権利を持つ。

- (1) 規約に基づく役員の選挙権及び被選挙権
- (2) 組合の総会に出席し、報告を受け建議・批判・討議に加わる権利
- (3) 会計帳簿及び証票書類を閲覧する権利

(組合員の義務)

第9条 組合員は次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 規約及び組合の決定に伴う義務
- (2) 組合費、臨時組合費その他組合の決定した徴収金を所定の期日に納入する義務
- (3) 組合の要請する調査を報告する義務

第3章 役員

(役 員)

第10条 この組合に次の役員を置く。

理事 各区若干名 （うち組合長1名、副組合長4名）

監事 2名

(役員の職務及び権限)

第11条 組合長は、この組合を代表し、その業務を総理する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長の事故あるときはその職務を代理し組合長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、この組合の業務を掌握する。

4 監事は、少なくとも毎事業年度1回この組合の財産及び業務執行の状況を監査し、その

結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

(役員の選出)

第12条 理事及び監事は、総会において選出するものとする。

2 組合長及び副組合長は、理事の互選による。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会の設置及び構成)

第14条 この組合に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第15条 理事会は、組合長が必要と認めるとき、または理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに、組合長が招集する。

(理事会の議事)

第16条 理事会の議長は、組合長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

3 理事会の議決は、この規約に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第17条 この組合の事業の運営につき、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

(1) 業務を遂行するための方針に関する事項

(2) 総会の招集及び総会に附議すべき事項

(3) 役員の選出に関する事項

(4) 会計及び評議員の任免に関する事項

(5) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項

第4章 会計及び評議員

(会計、評議員)

第18条 この組合に会計2名及び評議員各区若干名を置くことができる。

2 会計及び評議員は、組合長が委嘱する。

3 会計は、この組合の財務及び会計に関する事務に従事し、財務及び会計に関する帳簿、書類等の保管及び金銭の出納、保管の責に任ずる。

4 評議員は、理事会と末端組合員との連絡調整及び組合費、償還金の徴収に関する職務を行う。

5 会計及び評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 総会

(総会)

第19条 総会は、毎事業年度に組合長が招集し、開催する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に組合長が招集し、開催する。

(1) 組合長が必要と認めたとき。

(2) 組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を組合長に提出して招集を請求したとき。

(3) 組合長は、前号第2号の請求があったときは、その請求があった日から、20日以内に、総会を招集しなければならない。

(4) 監事が、財産の状況または業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

(総会の招集)

第20条 総会の招集の通知は、その会期から10日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行うものとする。

(総会の議決事項)

第21条 次の各号に掲げる事項は総会の議決を得なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 毎事業年度の予算及び集排事業の事業計画

- (3) 毎事業年度の決算及び集排事業の報告
- (4) 農林漁業金融公庫資金等の借入れ及び1戸当り償還金額の算定に関する事項
- (5) 組合の設立及び解散
- 2 総会は、組合員の半数以上の出席により成立する。
- 3 前項に規定する組合員の出席がないときは、組合長は1ヶ月以内に再度総会を召集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き議決することができる。
- 4 総会では、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、本条第1項第1号を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。
- 5 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
 - (1) 議長は、総会において総会に出席した組合員の中から組合員がこれを選任する。
 - (2) 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 6 組合員は、第20条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面または代理人をもって議決権を行使することができる。
 - (1) 書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名または記名捺印の上、総会の会日の前日までにこの組合に提出しなければならない。
 - (2) 組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同世帯に属す成年者またはその他の組合員でなければならない。
 - (3) 代理人は、5人以上の組合員を代理することはできない
 - (4) 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び総会において選任した組合員2人以上がこれに署名または記名捺印するものとする。

第6章 会計

(事業年度)

第22条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、平成11年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第23条 この組合には、一般会計と特別会計を設ける。

(経費の支弁方法)

第24条 この組合の通常業務を執行するための諸経費は一般会計とし、毎事業年度組合員1人当り年額1,000円の組合費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 組合費は、毎事業年度6月30日までに評議員が組合員より徴収するものとする。ただし、平成11年度は設立の日から直ちに評議員が組合員より徴収するものとする。

(償還金の徴収)

第25条 農林漁業金融公庫等からの借入に伴う償還金は毎事業年度評議員が組合員より徴収するものとする。

- 2 償還金の徴収は原則として、毎月若しくは年1回定められた期日までにJA口座引き落としとする。
- 3 償還金は特別会計とする。

附 則

- 1 この規約は、平成11年7月27日より施行する。